十一、株式会社坂口商店に対する件

昭和四十三年(排)第四号

排除命令

長野県上田市北天神町二千五十五番地

株式会社坂口商店

右代表者　代表取締役　坂口昭英

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社坂口商店は、その販売する小売価額二百円の「くり甘露」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額二百円の「くり甘露」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約二十三・九パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、

当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社坂口商店は、肩書地に事務所を置き、製菓原料、観光土産品の製造、販売業を営む事業者である。

同社は、小売価額二百円の「くり甘露」と称する商品(別添写真参照)を、昭和四十年十月から自社工場において製造し、長野、福島、群馬、茨城の各県およびその他の地域に販売している。

当該商品は、合成樹脂の袋に詰められた栗の甘露煮が縦二十三センチメートル、横十六センチメートル、高さ二・七センチメートル(総容積約九百九十三・六立方センチメートル)の包装箱に詰められ、その上蓋は、中央を縦約十四センチメートル、横約八センチメートルにわたつて切り抜きされており、その包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれたものであり、あたかも外見からは、栗の甘露煮が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、幅一・六センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、厚さ〇・四センチメートルの段ボール紙であげ底されており、その上に栗の甘露煮が前記上蓋の切り抜かれた部分よりもやや大きな縦十八センチメートル、横十一センチメートル、厚さ約一センチメートルから一・五センチメートル平均約一・二センチメートル(体積約二百三十七・六立方センチメートル)の透明な合成樹脂の袋に詰められて入れられているのであつて、結局、栗の甘露煮の体積は、包装箱の総容積の約二十三・九パーセントにすぎない。

よつて、株式会社坂口商店は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、株式会社坂口商店の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

